

「盗難通帳による預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 187 行)

1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 15 年度	550	1,678
平成 16 年度	217	332
平成 17 年度	187	962
平成 18 年度	187	213
平成 18 年 4 月～6 月	50	54
平成 18 年 7 月～9 月	48	61
平成 18 年 10 月～12 月	48	53
平成 19 年 1 月～3 月	41	45
平成 19 年度	180	263
平成 19 年 4 月～6 月	56	91
平成 19 年 7 月～9 月	50	74
平成 19 年 10 月～12 月	40	63
平成 20 年 1 月～3 月	34	35
平成 20 年度	96	76
平成 20 年 4 月～6 月	27	29
平成 20 年 7 月～9 月	20	25
平成 20 年 10 月～12 月	32	17
平成 21 年 1 月～3 月	17	5

2. 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	23	19	82.6%
平成 20 年 4 月～6 月	19	16	84.2%
平成 20 年 7 月～9 月	18	14	77.8%
平成 20 年 10 月～12 月	26	23	88.5%
平成 21 年 1 月～3 月	5	5	100%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)から「盗難通帳により払戻された」との申出があり、実際に本人以外による預金の不正な払戻しが発生している件数・金額を計上(配偶者や親族による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

以 上